

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大熊町の人口は、昭和40年以降は増加傾向にあり、平成8年までの約30年の間に、7,621人から10,656人に急増し、平成22年の人口は11,515人であった。生産年齢人口については、概ね7,000人前後で推移し、年少人口は概ね2,000人前後で推移していたが、老年人口は増加を続け、平成12年頃に年少人口と老年人口が逆転し、その後増加している。平成22年の産業別就業人口を見ると、第一次産業6.9%、第二次産業30.7%、第三次産業62.4%となっていた（国勢調査）。

平成31年2月現在において、東日本大震災とこれに起因する福島第一原子力発電所の事故の影響で全町が避難中であり、生産年齢人口の町離れは進み、避難先で新たな生活を開始する町民も多くなっている。また、町内事業者の町内外での事業再開状況は、大熊町商工会加盟事業者259社中159社（平成30年12月末）であり、業種としては卸売業3社、小売業22社、サービス業30社、飲食業12社、建設業67社、製造業9社、その他16社となっている。

今後、町の復興を加速させるためには町内事業者の町内での事業再開及び新規事業者の進出を支援していく必要がある。しかし、町内事業者には中小企業・小規模事業者が多く、深刻な人手不足は、事業を再開した事業者や再開の意思を有している事業者にとって大きな懸念材料となっており、労働者に過剰な負担をかけることなく企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築し、事業継続や設備投資に意欲を持たせることが課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化につなげる。これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大熊町の産業は建設業、製造業、小売業、飲食業等多様な業種が大熊町の経済・

雇用を支えていたため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、産業の設備投資を幅広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大熊町は、大熊町復興拠点（大川原地区）を中心に産業集積を進めているが、並行して特定復興再生拠点区域復興再生計画制度を活用し、区域内の除染及び復旧整備を一体的に進めている。さらに、特定復興再生拠点区域の拡大を目指して、リサイクル産業やバイオマス発電施設等の立地の検討を行っている。これら地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大熊町の産業は建設業、製造業、小売業・飲食業等と多様な業種が大熊町の経済・雇用を支えていたため、これら産業を含め、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画は、対象業種を全業種とする。

労働生産性を向上するための事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多岐にわたることから、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業は全て対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。（ただし、生産性向上特別措置法の廃止日までとする。）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

以下のいずれかに該当する事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者が経営、運営に関係している事業者。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む事業者。ただし、大熊町が適正と認めた事業を営む事業者はこの限りではない。
- ③町税等の滞納がある事業者。